大字名記

第二集

ル 4
4873
2

和州舊跡幽考目録

第二巻　添上郡

東大寺 付 ○西大門○南大門○大佛大殿○遮那大像○開眼供養 ○鍍金 ○佛身量 ○螺髪○銅座石座○圓光○鋳具○挟侍二菩薩○繍観音○四天王○鋳師○采具○瑞相事

講堂 付 巣上事　鐘楼

念佛堂 付 重源上人位牌 ○御冠舎利○笛吹

地蔵○浄土堂事　後藤墓所

重源上人遺像堂 付 杖笠木履事

思永
4873
2
38- 0059

良辨杦

二月堂 付 小観音○大観音○炎上○閼伽井　三昧堂

○小社事

法華堂 付 蜂宮○執金剛神○彌勒○千手観音

○新造屋事

鎮守八幡宮 付 炎上事　手向山

東塔　西塔 付 両塔炎上事

東坊

東南院 付 聖寶僧正○如意○詫宣池○西南院事

真言院 付 善無畏三蔵○新禅院事

戒壇院 付 舞臺事　惣持院地蔵

勅符倉 付 雷火○開封勅使○廿五所山○空海寺の

事　宜木川

野田　浮雲宮

飛火野　野守池

和 巻二

和州舊跡幽考第二巻

添上郡

東大寺　寺領二千二百拾一石四斗余

東大寺は大華厳寺又恒説華厳寺又城大寺ともいふ（仏法伝）又ハ西金寺又ハ金光明四天王護国之寺と申（通紀）（続日本紀）当寺は聖武天皇の御願天平勝宝元年に成就せりそれより延宝七年迄凡九百卅一年八宗兼学の宗の名誉やらん七堂伽藍の軒の甍あざやかにふりて金銅十六丈の尊容儼然たりそれ往に織り天竺震旦にも石木の大仏ハありけれどもかゝる金銅の像ハいまださきにと弘憲僧正の筆に誌おかれしもことわりなり

▲西大門の額ハ金光明四天王護国之寺と弘法大師

の御筆なれバ此の字形状すべて八の中なる王の字體
文殊師利なりし八字もろもろ人帝徳普天にみちこ
とんぢは表せり額の二邊に梵釈四王金剛力士の
像ハ是又此れし八の字は守護の相の表示なり大
宋高祖傳に此寺は城大寺と号し国分寺の
門なりとみせたまへり 仏法傳通記 此門なくなり時代と
ともに雲井坂の東のほとりに礎石あり
▲南大門の額ハ六華厳寺と弘法大師の御筆なり
佛法傳通記 いま八東南院の寺務一代の御門主此寺ハ
八宗兼学といへとも三論華厳を殊にまもりいたゞく華
厳によりて号とし又西南の門の額は和こされしとき
傳へ聞應永二年八月相をのぞかれくちて落ふれり
を其異ありけるとぞ二王の像うしろに石の獅子

あり中門ハ礎のこ
▲大佛の大殿ハ二重樓の軒よりけまて恒說華嚴院
の額ハ弘法大師の御筆 仏法傳通記 殿のたかさ八十五丈六尺
東西二十九丈南北十七丈基砌のたかさ七尺東西の砌
廿二丈七尺南北の砌二十丈六尺柱八十四枚殿戸十六
間天蓋三千百二十二蓋步廊一廻の戸二十間東西の
径五十四丈南北の径六十丈造近ハ従五位下猪名部百
世従五位下益田繩手と称せらし 朝野群載 斯る靈跡をはなれ
ばまや後果く此れしともふ礎に直徹和尚とかや聞るれしねもハ哀
くなり古き丈ハあま遺残されと詠ぞまてもと思ひあはれなり
▲遮那の大像ハ大殿残なくてなれぬを傷りなく袖を
絞りしが烏瑟高くあらそれ曉の露珠とかり
白毫あくらにおがまれさせ給ひく秋の月光ならへて

星霜を経給へて盧遮那の像は濫觴ハ聖武天皇の
御時にあり良弁僧正とて智行やん事なき人ありけ
れ聖武天皇御悩ありけるに僧正の前駆
ハもろこしの僧にて仏法修行に思ひ捨て世渡矢よ
おりなく流浪川よりいくり时備賃なくして渡る事
能えんその時天皇ハ渡守にてその僧の心ばせ
あはれミくて渡らせけり僧いとよろこびて汝
来世ハかならず西天とかんとちかひしが果して今日
域の王となり僧正ハその時の僧なりと御夢に
御しくて後大仏御造営の御心あり　釈書　又の説に
あり御門河内国大縣郡の智識寺の盧舎
那仏を拝礼ましくてより此事ありしと思して
然せ給ふに　続日本紀　然り天平十三年春行基僧

正統勅使として皇太神宮に詣られけるに遼遠なき
せ給へる祈願ありけれども法師の廟使と成る事
神慮の義はいかゞとて右大臣橘諸兄公勅使よ
宣旨を　釈書　又豊前国宇佐郡広幡の八幡宮に勅使を
たてられけれ　続日本紀　右社の託宣献悉にかなひけれバ天
平十五年十月十五日あふみの国紫香楽の宮にて盧
舎那の大像を作らせ給はんと同十七日寺の地をひら
かせ　続日本紀　又行基僧正勅命うけ天下の士庶を
勧進し其発願の疏ハ帝の御筆うけ給はりもう
し出れバみなよろこびけり同十六年十一月あらたに
甲賀寺にして此大寺の僧ミなのぼりて勧進
参し骨柱をたてて大像の模をかまへ御門みづ
からの縄を引給ふ法事もなしをして同十七

年四月よりうのみやより還幸成らく 続日本紀 同八月
廿三日更に大像を造らせ給ひなんとて御門御衣の
袂に土を包みて御座を運ばせ給ひしかば氏々の人お
なじくさかんに御座を運びけれとなん 朝野群載 同十八年
十月聖武天皇元正上皇光明皇后金鐘寺に行
幸ありて大像の御供養あるまじく仏の前後に一
万五千七百余のともしびをともさせ給ふ 続日本紀 同十九
年九月廿九日よりはじめて天平勝宝元年十月廿
四日に其功成就も三年を経て八ヶ度にて鋳奉る
利 朝野群載 同年十二月ひのとのい七日孝謙天皇聖
武上皇光明太后行幸ありて給ふ次に路次の行粧
を奉とし僧五千人礼仏読経の威儀をとりおこなひ
続日本紀 婆羅門僧正の導師行基僧正の呪願師

又其後御供養ありけれ 東盤 されども行基僧正
八十ヶ月己前二月に遷化ありし 続日本紀 なんどあり
行基僧正の導師とおぼしきなり 同四年正月
行幸ありて二万燈をささげ給ひし 釈書 同四年
三月十四日ようやく金を塗るまでの功いまだ終
されども開眼あり 朝野群載
▲開眼供養は天平勝宝四年四月きのとのうり
九日と続日本紀に見えたり 釈書曰三年歳東記曰天平宝字四年四月八日云々 扨
開眼の日は文武百官供奉して行幸あり設会の
儀式は元日におなじ此時大小灌頂二十流の具
楽は雅楽中散楽高麗楽弥勒寺紋奉納あり
朝野群載 一万人の僧を請ず当日の作法は東西より 釈書
導師は菩提僧正呪願師は道璿律師講師は

隆尊律師ハ延福 帝王編年 とぞ申えし

此供養乃日元興寺より奉る

御傾孔記

流乃字也花けぬまてりかふよりハ佛の身のりくみ給ん

又聖武天皇

同

うれしき地ハ我が寺の衰へこれとりてみかどらよ逢於代迄よ

あまよりきたりし行基僧正ハ開眼乃導師也宣ん

下り給ひしが僧正加羅乃導師元僧乃衆よ應え

ぬ事よて待る只ちう紀かどよ異翻乃僧來ろん

これぞ導師よ是あれと辭しけるがまつりしが天平八

年までよ來朝乃期ありとむかひ舟綴ふしまうて難

波乃磯を漕ちるよ清衣乃徒ハ只百花乃風よ

ひるがへるよとならん伎樂乃響けとめに天

乃波のまかべるよそあれ奏楽よ沖波ゑかくきり

よせ来る船ありみれバよそれがしやまりけんちうい

よ船綴きしかバ是に見るがうちにちからしげぬまじく

がひよ折先ぞ旧友よあひとありけれ 帝王編年

霊山乃釈迦乃御前よ契てし真如朽せず逢みつる哉

行基僧正

迦毘羅衛よともに契しかひありて文殊乃御貌あひみつる哉

返し 婆羅門

右二首ハ拾遺集扶桑略記等よ見えたり

▲舎那乃大像の築也ちうえ黄金御用ありとて

給ふよ本朝いまだ黄金なし御門和州金峯山の

金剛蔵王よいのりてかの山の黄金をえんと請のた

まけとせよ良弁僧正勅言を蒙り丹誠よ祈らせ

しうハ蔵王乃御告ありちうの霊瑞よ汝ちせあうの

勢多乃里に行しに老翁石上にて釣をたるゝあ
り僧正老翁に問ふ老翁我は比良明神なり此
は観音乃霊地なりといひ畢て消うせぬよ
て給ひし神殿何なくやをこたいしり
と請ひ如意輪乃像を彫くいのるに 歌乃書
かくして天平廿一年二月奥州より始て黄金
を奉りしハ帝叡感ましまして同四月に改元あり
天平感宝元年と号す 続日本紀 此時よめる歌
万葉 すめらぎ乃御代さかえんとあづまなる陸奥山にこがね花さく 家持
掛御門行幸ありて舎那仏像を拝礼し給ひ詔宣給
詔宣命給ふむ其詞
白仏三宝乃奴止仕奉流天皇羅我命盧舎那像能
大前仁奏賜止部奏久 此大倭国者天地開闢以来尓

黄金波人国用理献波有登毛斯地者無物止念部流間尓
食国中能東方陸奥国守従五位上百済王敬福伊
部内少田郡仁黄金在奏弖献此遠聞食驚悦備
貴備念久波盧舎那仏乃慈賜比福倍賜物尓有止
念閉受賜里恐里戴持百官乃人等率天礼拝仕
奉事遠挂畏三宝乃大前尓恐毛無久奏賜波久止
奏須 続日本紀 又かさねて黄金九百両を陸奥国より献る 続日本紀
ゆへに敬福は銀青光禄大夫乃位を授らる 釈書
▲舎那乃大像の仏身量をはかるに鋳奥乃作同の
事は類聚羅載せんとく舎那乃大像法跏座にし
て其高さ五丈三尺五寸 続日本紀五丈 釈書一十六丈 面長さ一丈
六尺廣九尺五寸眉五尺四寸五分目三尺九寸口
長さ三尺七寸頤一尺六寸耳長さ八尺五寸頸長さ

二尺六寸五分肩径長二丈八尺七寸腕長さ一丈
九尺腋長さ一丈三尺掌長さ五
尺六寸肘至腕長さ一丈五尺中指長さ五尺脛長さ
二丈三尺八寸五分膝前径三丈九尺膝厚さ七尺足下
一丈三尺
▲螺髪九百六十六箇 高各一尺 経谷三尺六寸
▲銅座高さ一丈径(欠)八尺周二十一丈四寸基周 朝野群載
二十三丈九尺
▲石座高さ八尺上周三十四丈七尺基周卅九丈五尺
▲円光一基高さ十一丈四尺広さ九丈六尺此円光後没果くし存
▲鋳具用熟銅七十三万九千五百六十斤白鑞一万
二千六百三十八斤錬金一万四百三十六両銅五万八
千六百廿両炭一万六千三百五十六石

▲脇侍菩薩二軀高さ各三丈ならびに繍観自在菩薩
二鋪各高さ五丈広さ三丈八尺也
▲四天王像四柱高さ各四丈衣乃分量ともにつまびらかに朝
野群載にあり此四天王の像ハ光上の後元久元年十一
月廿日に供養ありと帝王編年によりて知るべし大
仏供養より八年後なり然ハ脇侍乃二菩薩四天王の像も
永禄年乃兵火にかゝり焼亡ぬ今ハわづかに礎石のみのこれり
▲鋳師ハ従五位下椅本男王従五位下高市真国従五位
下高市真麻呂大仏師ハ従四位下国公麻呂 朝野群載 拠見
よりはじめ大像修造乃時あへて銭分のなきを知り
かゝる時に公麻呂といふもの上にすぐれて多くを知りし人まで彼よ
なかりしかば然れば功勲によりて四位をさづけられ官
ハ造東大寺次官兼但馬員外介を給り此板宝字

二年大和國葛下郡國中村に居住の人ふまきとて氏
を國中と給ひしより國公麻呂とはいへり 續日本紀
しまする伽藍なれバ聖武天皇我寺興復せば天
下興復せん我寺衰弊せば天下衰弊すべしとの詔
記文あり 歳表記 又慈訓和尚此山にもりとよめ執頭
拾玉 光明如ハ東大寺なる盧遮那仏の御かしらの大佛なる
▲寂禅乃再興ハ齊衡二年五月廿三日 帝王編年
五月廿五日平家物語 齊衡三年三月八日文云
落ちたりけり此世給ふ 平家物語方丈記等ニハ同六 大地震ニ御ぐし落と云
月七日なり參議従四位上藤原朝臣氏宗
勅使として佛頭乃やうすを見せしめ給ひ
成り修理の上奏あり其詞東大寺の司検校傳
燈修行大法師位真如大納言正三位兼行右近衛大

將藤原朝臣良相奏言謹案去天平勝宝四年
勅言稱朕發菩薩大願奉造盧舍那佛廣及法
界知識夫有天下之富者朕也有天下之勢者
朕也以此富勢造彼尊像事也易成心也難至
但恐徒有營人無能感諸知識者發至誠心
各人招福宜毎日三拜盧舍那佛自當存念各
造盧舍那佛像如更有人願持一枝花一合土
造像者勿禁勿障同進百姓催令加造者即知
先皇本願以一切人衆為善知識欲共其福利
不専於一己而今佛大佛已為大破修理所須
殆及新造案佛所説莊嚴佛事修理舊物所得
功德勝於新造而獨用官物以充給恐乖弘濟
之本願望請令天下人不論一文錢一合米隨

力多女以得加進又一切神祇不望功徳勝利
者蓋寡矣故先皇始自八幡太神以為善知識
頼其冥助果彼大願若諸神祇望預件功徳者
令所司随其所願辨送料物然則先皇大願始
終不違人神福利古今如一勅許之於是令欽
国以采及軽賷等遣使運送云云文続実録にあり
くありし此大仏の開眼法会なるべき人なりしに
家に文山といふ人ありけるがこゝろみぬる紀人にて轆轤の
術に妙ありて、たりのよみ紀たり紙ヶ由へ流しけしの
御世継しは開眼法会まつとてもしよりのごとくありし給ふ
式沙汰よりて従五位下叙し給ひしなりさる程に貞
観二年四月八日真如法親王八條院大仏の撿校
になり給ふ又賀陽親王大納言弘中納言善男等

に勅有て給ひしくなりて大仏会の事終りつゝさ
ともある給紀同三年正月廿二日宣下ありそでに
大仏修造あやまりなりしあまりは三月十四日無
遮の大会行ひけさせ給ひしく法しくなりあるべし
十一日より九日にいたりて法会の数生放せしめ
会の日によりて八国分二寺に僧尼を沙汰勧用
めくなりせよとの法事なり同三月十四日よりあけ
きは賀陽親王三品中務卿光孝天皇本康親王中納
言善男右中弁藤原名緒右京大夫在原行平
左衛門佐紀春枝布留宿禰清貞三善宿禰清
江少外記正安常等寺によりて会の事終と
ありとこなわりし開眼の仏師ハ竃に入轆轤にて
引わざらまして法眼に點してありなほ伎楽ら

けりされバ今ぞ久しくもあらじ（三代実録）に云ふ時乃呪願文ハ
菅原是善にかゝせまゐらせ文乃詞三代実録五乃
巻にあり導師ハ薬師寺乃恵達律師也（帝王編年記）
自はじむる人に十善戒をさづけ給ひしなり（三代実録）
▲斉衡二年より延寶七年迄凡八百廿六年なり
▲文徳天皇より十二代を経て人王六十七代
三条院万寿四年七月廿六日大佛殿乃つく
らせられし人丈乃事を奏聞のよし野寺記に
ありきし又延上済高乃料なりや又修理
乃料なりやしらじ
▲第二乃済高は人王八十代高倉院治承四年十
二月廿八日平重衡乃兵火によりて伽藍ハ煙
となり三国無双乃舎那の像もむなしく灰燼となりまで

おちられ給ふ（平家）済高なくてやありぬべき然して醍醐俊
乗坊重源上人に勅して大勧進乃職に補せられ
き（法然上人伝）上人むかしの例をおもひ皇太神宮に詣
で造仏の事祈りのもうしに風の社のほとりに
まうで二河の宝珠を得たり極ハ成就よろこばれて
かの宝珠を東大寺勅封乃倉におさめけり（東鑑）上人
なくみな人までも知りけれバ小車一輛を作
くりたまふ勅書を衆に幹縁をはじめて諸国勧進
萬民をもてあるくに寄進乃棟梁なりとぞ二百
大殺十囲なる以色なうぬものとしりあてそこ
びはかるにに神の乎もらすのがひたちのりぞ御
（釈書）治承五年三月三日大佛殿の事始ありその
奉行ハ前右少弁行隆なり先年やけしにあり

る菩薩のよく済度させ給ふ大仏殿の事始の奉行
の時かの川べしとて菊を給りとぞ推けてさめく後
枕上によしとれ菊ハありまり乾よりて奉行とハ成たり
なる也 盛衰記 扨元暦二年三月七日幕下 頼朝 八木一万石
砂金一千両上絹一千疋を御奉加ありしかまた
重源上人よ勧進ありて西行法師ハ砂金の
勧進とて奥州よ行又作来の高鐸の若閉面
海より植をりよしぶ奉行きりかの一かのちら
土ハ牛百頭挽頭となりくりけくぞひのさらの建久元年
七月廿七日はじめて柱二本を立川玄寿永二年
四月十九日大宋国陳和卿伝うしとのなるよ大仏
女の目よりいりて成就し給ふ時余日を経ずて鳴人
なる事十四度なり 東鑑 或説なし鋳師ハ陳和桂

日本第一の是助仏師にて康慶運慶定覚快慶
大工ハ伊勢の物部為里桜島国宗なりかへり
文治元年八月廿七日法皇 後白川院 御みつよ御幸有
給ふよハ公の殿上人供奉して伊与守義経
浄衣めして後陣にもれたまふ其六十余騎 盛衰記
此日太上法皇みづから御開眼あり法皇ハ数重
の足代よのぼりを給へとも供奉の卿相よれ
同くあれありふりひてしかのかれにさまりて
のぼりえんにての時の唱導師ハ東大寺の定遍僧正
咒願師ハ興福寺権僧正信円導師ハ大僧都
覚憲とぞせしえし 東鑑 扨建久元年大仏の光料
とて砂金弐百両仏師院尊よぞしまうすとて同六
年三月十一日幕下 頼朝 着公ぬ堂ぐ栗田よりを給

ひて馬千疋を役へさしいだし米一万石黄金一千両上
纔一千疋御奉加ありけるとぞ 東盤 同十二日僧養
の導師は覚憲兜願師は勝憲なり二の日法門
を行事なり給ひし百官僧侶もありけれ 書 秋 根寿永
二年より二百十余年を経て應永二十四年九月
将軍勝定院 義持 公寺に詣て給ひし舎那仏に
箔料ぬりを狛りし時耕雲といひし人
世に照る光をおりてこの仏をもととなしきしやんぞれ 明録
やさしん謝じけるとぞ 縁起 治乗四年より延宝七年迄
凡そ百一年か

▲第三の災異は人王百七代正親町院永禄十年十月
十日当山にて信貴山の城主松永弾正忠の焼失より
て大殿やけりと称するり舎那仏の流々れ給

ひしが其の世に法紀なるべきさらくみもあくして月
我が法はまるがあるよや須をの西に山田道安といふあ
利引馬の家にして給わりみやこにみや梅か
ありきんにく銭ねなるべき文料にて竈の術をかて
乃へ良遊海上等におしくく法紀なりしめて仏は
移されしごとく成就し給ひつきても大殿に遠安阿
所おもして仏の之のこれあり永禄十年より凡
百十三年

▲舎那仏の燭相あまさしれ中りに志づらく志願を伽
藍建立の門先鏡我書新きまり聖武天皇
これをやめし世務ひく大舎の禅師とせさせ給ふに
翁鏡と経机にとられしが変じて八十余歳とぞ
なる謹続の月がご梵語をそえつる法舎の中にて

高座より忽ちに失せけりき又乃說ハ鰭賣翁高座よ
杖をとりて鰭をおさへ給ふ鰭八十ばかり變じて
八十華嚴經となりぬ件乃杖乃出現大殿乃うち東
の回廊乃前に法文とそけりが忽杖葉をさして
白檀木となりきるそれよりちるが七年経て後
またかれなかちそりしが平家乃兵火にやきける
と我昔し侍り東大寺に法會あり華嚴會也
ゆゑ大佛殿のうちに高座をその南へ講師のぼりて
堂乃うしろより出るなかりてあげく飛去れ
事なりし乃鯖賣翁よりはじまりて今に例とする
しなり　續古事談
供養乃日生徒なざる成人に起る吐瘂子あり法
會乃場よのぞみて天皇乃御前よひざまつき南

誦阿利耶波盧枳帝爍鉢羅耶菩提薩埵波耶
せとなへ拜してうれしげごとくうせけりけ又南大門
乃本像の獅子なくのゝまりくれり御形乃ちぢしけ
なきと感じなるかや　感裏記
平重衡に源空上人に奉り結びしがみあり縁を
むすびしめんとて佛經ならずれ鉾乃中に入れり
うとき飛おかく法ねよ湯とは許らげりし經を後
ハ大殿乃柱よ書ちつけく置けるなり　感裏記
舍那乃像重源上人乃枕上に立おりて我ハ
乃手うこねくおよふさ死あれども許されし
據川かぎりて分ぢくさいそね夢をつげ
給ふ法久く後乃まで法をせつかり相重衡乃
とかれ給ひしと佛手成就乃日とかうざりける

こゝ始し給ひき 歳裏記

建久年中再興供養乃日午乃時より風はげしく雨ふる まのあたりうかゞふ雨師風伯乃降臨天衆地類乃影向その瑞相あらはれり 歳裏記

建長元年七月廿四日舎那の像をもつて鳴動ましま しけるとぞ 帝王編年

東大寺法堂

講堂

講堂ハ天平勝宝年中乃造建 本尊ハ丈六乃千手観音也 一万僧舎乃みなもありしよハ天人あまくだり花ふり異香しきりとかや 是より十天楽を法せり はじめて奏しけるとぞ 歳裏記

▲延喜十七年十一月 正統録十二月一日 此堂三面乃僧坊炎

上にも後[illegible]年ニ年よ再興あり 歳裏記

▲治承四年ニ炎上 其後嘉禎三年四月十九日棟上 編年記 再興あり

▲永禄年中炎上それより後果てなく大佛のうしろに石ずゑのこれり

鐘楼

鐘乃たかさ一丈三尺六寸口の径九尺一寸三分厚さ八寸 用銅三万二千六百八十斤白鑞二千三百斤 朝野群載

奈良八景 [illegible] 前大納言善成

念仏堂

念仏堂ハ又浄土院とも号す 舎利塔銘 本尊ハ地蔵菩薩也 八重源上人上乃醍醐ありて不断念仏を興行ありしより毎月七ヶ所にとなへられしありまた東大寺に

念仏堂 高野山新別所等あり 法然伝 此堂に重源上
人のぬきいあり おりてに大勧進上人南無阿弥陀仏
とかうすに後鳥羽重源元久二年六月五日入滅春秋
八十六 法然伝曰建久六年六月六日 そうけゆるもくうけな土御門
院の震筆をあらはせ給ひ宗の隠秘桂をりつけ給る
とかや又上人の脇息ありこれに南無阿弥陀仏とえ
きあり毎六月五日伍御脇息等をあらはし人群をな
してぞおがみ侍る柳上人の名を南無阿弥陀とはりを給
ひしことハ道俗炎魔王宮にてひさしくつみまで蘇字
とやうきん事ぞさびなしきかあんに称名に浅き
かばやつりわきさるべき文南無阿弥陀仏をあらし人多かんに
いかぞか蓮台にのぼらんやとてみづからつくる文源ひ
此阿弥陀仏の名此上人よりぞおこり侍るとなん 法然伝

にゆへし聖武天皇の御冠より納め給ひし舎利
ハ今も金塔の内にあざやかにひかり輝く坂の円空
法師蔵より施弥陀の八蓮の葉に名號を書し横幅
掛なりして
画像ハ蓮の葉ごとに地獄変相や河内の百人の小大名
かきあつめてみづから絵をかき給ひし此年の頭へ奉る
所を残し経文をしげく 當堂の柱に今あり
此外に浄土堂の古額あり阿波民部重能
の建立にて侍りしが治承にゆへありて
しをとつぎ重能ハ経済つれなき時の奉行
のかし平家のかたよりおこりて源義朝公
頼朝公後乗坊にも重能が石塔あ
り当代奈良後藤代々の墓所あり

後藤墓所

一 永禄年中の事かとよ奈良に後藤乗意吉正とて
かりさきに妙をえたる人あり東大寺焼亡のときも
とみつ常に忠功人にまされり乗意大永にむ
くひて行末までも其堤のなかうしめん東
大寺の内に墓ところを得ん事を願ひしとおほく
ありされど常の忠功を感じてゆるしてかり給ふ
八鐘楼の西のかたり後藤代々の石塔あり其
末葉奈良に居住して此事ハ東大寺の記
録にもありとかやくさきしをまうら概く
しるしつけたる

後乗坊重源上人遺像堂

後乗坊重源上人ハ黙谷源空上人の御弟子なり

仁安二年にわたまでよまくり台山にのぼりて阿羅
漢と拝し明列にて舎利の瑞光をみ給ふ三年
と経て帰朝ありて後東大寺再興の勧進し給
ひしなり釈書 かの上人の杖がくり紫の堂にあり
此杖かくりの事ハ釈書にのせて上人の威風を感
歎あり

良弁杉

良弁杉ハ良弁僧正童子の時鷲に攫はれて此椋
の木にまくありしが鳥羽院天永九年九月にまうで
来られ沖順もたれ紀に杉を植ゑたりと縁起に良弁杉
わたらぬ良弁僧正ハ百済氏あるみの出志賀の
里の人なり又行基の弟子とも又母年のさかりま
でも子なかりければ観音に祈りて此良弁をうみ

なり二歳の時母桑をとりにその畠に子をとゞめおきし
ところがおりしもあやしき鷲飛来りて子をつかみ行
なりあまねくたづねけれども翅ひろき鳥をのがれてし
なりやすく雲に入ぬ孔子の鯉にわかれし天のさ
たぐひおもひはたる事なきまでもこれにはまさらし
なきなげきけるにしかるに南都に義淵僧
正といふありて春日の神祠に詣でけるに鷲ひとり
の児を杉に掛おりければ人々おどろきて其児を
野に釣して遠く飛去りし僧正見て捨かくやあ
はれみとりてそだてられけるに歳といふ時に一と
なりぬハ十八やもとわきまへぬより出家相宗
に入義淵の奥旨をえられ聖武天皇の御帰依
僧となり東大寺大仏なれども良弁のはじめ給ふ

なり天平宝字四年に僧正になり宝亀四年閏十
一月十六日にとし八十にてはじめ鷲の行みゆきしと
おもひて海にひそてたづぬ山河をたるかれ海越越前野
前の菩提をとげて子をおもふ雉の鳴かなしきとさ
焚かれ夜は孤村の辻に親をしたふ犬の子は
あはれとりふされ一挙の粮をはこぶ事数日の命
のちに年幾度とこそあり旅ゆくきのかなしみかく
ましい年ふるほどにひけの心は老驥の千里をおもひ
ども流れは凱鷲の一呼とまりにたちしぐくや
ありさん古里よくへりしてまつ淀舟の荷
ぬるきる里の人にあひのりされば思ひくまさ
えづりおく旅の中に世にめづらしき事くと奈
良の京にもとみありけん良弁僧正は法門の儿

地震ありし世のさかえも今なし なほ仰ぐがこの
僧正ハおさなき時鷲乃ために捕られし
人にてありとぞ くりきの金石なげうち家にも心を
そゞろに飛立ばかりにてなら乃京にきたりて
してわが子の良弁僧正にぞあひける僧正母に
とうやまひ又なく孝して終に母も此所に終りし
くはしくハ縁書にあり其後子安乃神と称して
やしろとして大仏乃西のかたに今にあり

三昧堂

三昧堂ハ本尊普賢三昧なれバ三昧堂とも普賢堂
ともいふ俗に四月堂といふ二月堂に對してぞいふ
はじめ此堂乃濫觴をしらず或ハ治安元年仁
安法師助慶上人こそたてしとかや

二月堂

羂索院俗に二月堂とよぶ天平勝宝年乃はじめ
勅定によりて乃造営なり
▲小観音菩薩これハ良弁僧正乃弟子に実忠
和尚といふありある時笠置山に兜率乃内院常
念観音院に法事ありしをうつとりたれバ聖衆に
あまねく法事乃やうをならひえてかへりさめて後それ
よりこの法を催さんとおもひ給ひしかども尊像なし
常にこれをもとめんといひのゝしりけりあるとき
摂州難波乃津より海に浮び給ひしに閼伽器乃内
よりくだりてきたるありそれよりつねに紙まれバ
十一面大悲乃像器乃うちに納れそのまゝ今に
乃銅像にしてあたゝかなる事人乃はだへのごとし

什藏飛散してぞくさまざま乃書秋それより山藤が壁
墨山乃洞ゆしてとこ多ひぬ縁ひろが起縁これをさき
あしめきせ給ひて勅をうけ東大寺にして羂索院
をたてゝ和尚をすへ給ひし和尚年ごとの二
月朔日より乃法事をはじめ十四日乃明るまで
をはり十五日は後堂にて涅槃会あり二月乃
行ひは天平勝宝四年よりはじまり延寶七年迄
凡九百廿九年涅槃会は天平宝字五年よりはじ
まりて凡九百十九年ばかりになれり闕事なし秋書
又鳥羽院乃御宇日本国乃霊験乃観音を志
るしおかれし中に二月堂乃観音閻浮とみえ
かせ給ひしこゝに法守護乃天狗常にあつまり
ゐらきしよりけれどもとがめ給ふを縁起に

見えたり今乃世までもあやしき事乃志るしハある事
にぞ侍れ

▲大観音ハ實忠和尚補陀洛山乃観音を勧請して
まつりし懺悔の法行ひ給ふより佛法傳通記に
見えたり

▲炎上乃事ハ正嘉二年二月九日おもひあへぬ見隠より
より煙の立のぼりし程に大瓦ハちらさまざまと飛せ
ひゞきに煙炎肉陣にみちて佛殿やけおちながら観
音乃厨子なからびにけり紀年でハなかりしころぞ
それが中に焼ける紀氷引ハうんにうけあへりし紀氷引
ハ下にうきつりけるように見る水引ハ本尊のつか
をおくやにかゝりつるあやうき紀一重うやけたれ
大瓦あやしみ奇なりまことに給佛乃やふ

やり水引わたしあへる儲家にかゝり入くゝしげゞを記侍
るぞかし 抑このかげとは志られ又治承
乃兵火にも此堂の南の方少し燬たりけれども
幾に風かゝり そのつゝがなしけりとぞ 縁起 寛文七
年二月十四日卯乃時ばかりに内陣より火出て
たちまちにあまると見へしより延焼灰燼となる志かれども
小観音ハ東大寺乃衆僧助けまゐらせ三月堂に
うつしまゐらせ大観音ハやけたる中に立給ひしが持物
乃珠数乃ぬきごふも火にそこなはれさせ給はず
巨材おちかゝりしかども像乃あたりハ除りて又聖武
天皇乃宸筆乃涅槃経光明皇后乃観音経乃無
嚴経手書乃抜萃なりしも火にそこなはれず
この年ハ當堂乃経乃銘ありしも志るけれあり

▲閼伽水ハ俗に若狭乃水といふ 當寺二月堂乃行
ひ乃初夜に諸神乃名帳をよみ供養せらるゝに
若狭乃遠敷明神ハ漁して遅参ありて
まれ閼伽水をまゐらせんと實忠和尚にしらせ給ふまた
ち石の上に黒白の鵜二羽飛来り地をうがちたるに
甘泉わき出たり 和尚石を畳て閼伽井とし
給へり 一年ありつゞく井乃水あるときハ佛中の
あかるハなどかえんや 尼僧行法にて井乃水をくみ
よあかすまで若狭乃かたに水ひかりひゞく此のよしけれバ見
疑ひもなく水盈滿せり 二月十二日乃夜子の刻
かの若狭の神祠乃前のみくるし川なかれと絶え
旁しその後西乃人此事をきゝて河水あはれ水に
通ぜし事をしめりそれよりかの川を音無川とぞ名

ばけれ又や病ひあるものはあかゐの水をのみしバ悉
く八平癒しけるとなん 釈書 可よ従へて黒白二鵜
と神力によひ弁乃前のおりよる窟さて鵜乃やし
ろなりけり

二月堂乃北の小社ハ遠敷大明神南乃小社
ハ飯食大明神なれともに

法華堂

法華堂又ハ金鐘寺又ハ羂索堂ともいふ
三月堂ともよぶ又金鷲寺ともいふこれハ優婆塞金熟
也といふありその修ひしより寺号とせし 釈書 或ハ金鐘
行者ともいふ 元亨釈書 或ハ金鷲仙人ともいふ 仏法伝通記 その名
ひゞきけるぞ良弁僧正乃その名をもて伝れ
御頂礼記 乃優婆塞ハ執金剛神 御頂礼記 泥土仏乃脛に縄を

かけて昼夜をわかたずこりして行ひけり 釈書
聖朝安穏増長宝算ところに 御頂礼記 或執像乃脛より
光をはなちて宮中をてらす天皇あやしみ給ひ
めて勅使をつかはさせ給ひひかりのひかりのもとを尋ね入
きたりみるに念ありてりくハところなるや優婆
塞得度をもとめんとおもふ帝きこしめし給ひ
より得度をゆるし給ひ又時乃人金熟菩薩とい
帝この地の勝区なる事をおぼしめしてかの執金
剛神をまつり給ふなり 釈書 又乃説優婆塞大伽藍を
たてんとおもひ勅許をまたれつゝちかきにこの堂
を造営ありて後東大寺をぞさせ給ふと仏
法伝通記にあり
執金剛神ハ此院乃後戸に安置して像に八

蜂乃宮ハ朱雀院天慶三年前将軍平良将の
男将門関東にして叛逆乃ことあり其時此金
剛神乃前にてこれを降伏の法を修せらるゝに
まうでられし像より蜂ども出て将門か陣へ
利をうしなひけるとやありけんと大衆一同はいかさま
ども心ハ空になりながらも俄しまゐり紀規女余
日ありて像をつらくへりてもとの座にかへせしに其
きハ天冠衣也ひとへにけがれたるへ汗ながれたり
将門ハ二月十四日に貞盛乃矢先にかけ秀郷が
乃首をとられしに像乃うしろを紐しと其時に待
つ紀（佛法傳通記）又乃説あり調伏修法乃中蜂堂乃
内よりちくちくうて其時鉄乃風にて金剛神の
警衆を喚折蕪に行乃乃蜂揃まへひて飛去り

終に敵軍乃甲乃穴に入しけるによりてかの蜂し
られ（帝王編年）それより蜂乃宮といへるとぞ
▲本尊ハ勝軍菩薩ハ良辨僧正のつくらせたまひてまへ
給ふとなり（佛法傳通記）又拾芥抄に此堂乃丈六乃千手観
音ハ道基上人作られけれしも穢ども閻浮にあらんを
此菊乃かたちりに新造乃厨子に坐あり善導大
師作られ給ひし五劫思惟乃霊像なりしは
市守長者の大黒天安阿弥作れるなりと知絶なる
ともあり

八幡宮

鎮守八幡宮ハ中乃殿ハ八幡大神右の殿ハ姫大神（玉依姫）
左乃殿ハ神功皇后（宇佐縁起）天平勝宝元年十一月十
九日内裏にて年七川乃童子に神うつらせ給

てらしみやこにうつりたまふとなり 宇佐縁起 同廿四日
甲寅石川朝臣年足藤原朝臣奥名等を宇佐八
幡大神をむかへまゐらする勅使として道すがらのけがれ
をきよめさせらる 續日本紀 神御なりしまの和紀より神主
勅ありよりてみかどの玉輿をさしまゐらせ給
ぬ 詞林採葉 禰宜尼太朝臣杜女神輿にのりしたがひ
ぬれバ田麿神驛にのりくだり 宇佐縁起 同十二月十九日
五位十人散位廿人六衛府舎人をめしぐし二十人神
を平群郡にむかへて此日戌寅みやこに入まつり宮
南の梨原宮に新殿をつくり神宮とさだめて僧
四十口にて七日悔過せらる同十二月丁亥の日みかど
行幸ありたまふ禰宜尼太朝臣杜女東大寺をおがむ
僧五千口礼佛讀經あり太神に一品比咩神に

は二品從三位を授給ひ又尼の杜女に從四位下大神朝
臣田麿に外從五位下を給ひ左大臣橘宿禰
諸兄みことのりをよむ
天皇我御命尓坐申賜止申久去辰年河内国
大縣郡乃智識寺尓坐盧舎那佛遠礼奉天則
朕毛欲奉造止思登毛得不為之間尓豐前国宇
佐郡尓坐廣幡乃八幡大神尓申賜閉止勅久神
我天神地祇宇水止成我身遠草木土尓交天
障事無久奈佐牟止勅賜奈我良成奴礼波歡美貴美奈毛念
食流然猶止事不得為天恐家礼登毛御冠獻事宇恐
美恐美毛申賜久止申 已上續日本紀
志りあまし八利宇氣乃宮より大佛殿のかたへうつし
まゐそれより後遷宮の最明寺殿乃御治世よりて

三月堂の南のかたより遷しまつるそのやしろ寛永十九年十一月廿七日に炎上してその後ここに本の神殿より遷しまゐりて遷宮あり抑宇佐八幡太神ハ欽明天皇の御宇よりはじめて神となりて顕れ給ひて肥後の国菱形の池のほとりによあらハれ給ふ我ハ人皇十六代誉田の八幡丸やとのたまひし又誉田ハ応神の御名也八幡ハ番給の御名なり後に豊前の宇佐の宮にうつり給ひしより東大寺にうつり給ひし時の神託に依て手向家の義あり 神皇正統記 又延暦元年五月四日宇佐の神託に宣し給ふやう吾無量劫の中に三界に化生して方便をめぐらし衆生を済ふ吾の大自在王菩薩也と云々のたまひて 水鏡

手向山 俗呼八幡山

新古今 このたびハぬさもとりあへず手向山紅葉の錦神のまにまに

此歌ハ北野の御製にして朱雀院奈良に行幸の時手向山にて詠じ給ひしなり又万葉集第六に

木綿たゝみ手向の山をけふこえていづれの野辺に廬せんわれ

此よめるハあふみの逢坂山にてよめるなりその山をも手向山といふなりくハしくハ澄月類聚抄にあり

玉二 手向山紅葉の錦ぬさハあれどなほ月影のかゝる白木綿 家隆

東塔

野田の入口に礎のこれり

朝野群載に七重高さ二十三丈八寸 歌書二十三丈 露盤の高さ八丈八尺二寸

西塔

氣比氣多明神乃辺に礎のこあり

同書に七重高さ二十三丈六尺七寸（叙書ニ十三丈）露盤の高さ東塔におなじ西塔露盤乃鑪具熟銅七万五千五百二斤五両白鑞四百九斤塗金練金千五十両或説に天平勝宝五年三月三日造立あり東塔ハ一乗院長保二年十月十九日炎上西塔ハ菩薩院乃法守いかづちおちて焼失まで後後守多院建治元年二月廿九日西塔の白やけりけどりとさだめ（帝王編年集）ありて後両塔なくなりし時代と志らずぞ

東大寺寺中乃事

東坊

南大門乃東乃ほとりよそなかるくずらり続つせ

ありて僧正聖宝堂也とぞ又東南院ともいふ
ぞかりけれバこれをあらため東南院と別に
ありけれ

東坊に鬼ありこれをおそれて居る人なし聖宝僧正あひ行てかの坊にいたりしかバ鬼あらはれてあらそふ僧正経をよみ此事を見給ひしより後ハ至てまうでこず又あるとしのおひ夕下にて書経をよみ給ひけるよまぶりをなさんと蛇をそなへてありけるよと経をよみ給ひしが見るさとにかりめて御志づかに経を給ひしハ其すがたをみれば深乃首より大蛇のかたち新気溢のかたちよりあらはれてのあとく流れをなし漸人に吐とおそれたりいさぎよく立ちまちに漸うせて見えざりし（叙書）至り後縁しける僧をありしが中にたより僧あり僧もあはれみ鉄ども撰経をと

らへて其形ばかり今にあり

東南院

是人東坊と南院ハ同院なりといへり志かれバ東坊ハ其紀の名にして聖宝僧正建立の後東南院也ト申や法ぐらふ志らげ也バ今別院にこれをあらた聖宝僧正の遺宗三論の法門にて代く院主也なり宗の長者となれり殊七十代後三条院勅書をくだし給ひて行院務となり宗の長者たりべきとなり 佛法傳通記 又大佛供養の時将軍家 頼朝の家坊にせさせ給ひしよし 東鑑 嘉暦二年に後醍醐天皇こゝやかにあらさせ給ひて此院に入せ給ふこと 太平記 くいしゆへある院となりにし聖宝僧正の作ハくりく秘書にあるける家よりの僧正にかくおかり

其時東大寺に上座法師のいと志て名乃死ありなり欲ふかゝりて人に施すことあることなく其慳貪なるを法とふかく見んじけれバあさましきにとそわざとこのあらがひをせしさまにて此坊何事志てかくや大衆に僧供ひき給ひなんやといひければ上座おどろきて眉をひそめ僧供ひかんもよしなしさありとも大衆の中にあひてひかねもあらぬれしとうれがたえもまじ此事を思ひめぐらして此坊ハ枚賀氏の祭の日まゝ裸にてかゝ紀そうりそて手鮭をくわよろ紀くやさにて女牛に乗りくり一条の大路を大宮より川原まで我ハ東大寺の聖宝なりとこう名乗くてりゆへ志かれバ此法寺の大衆よりか部まで大僧供ひんと云ふ聖宝大衆これをわらし

あかめて大佛の法会まで金うちて久しく
とてありぬるの朝ちかくなりく一条富小路
に棧敷かまへて聖寶がまゐりなんそれとうかゞ
ひて大衆あまたありぬ上座もありそりまつりく
ありて大納言の見物のものどもおびたゞしくのゝし
りまへありやと首さし出して西のかたを
みんやまきバやゝそゞくのどかのまちて東大寺の
聖寶こそ上座とおもひて渡きと多く
ゐひつり牛をのゝ青ようへりて上座に大僧供
ひろめそりり此事みなまさらしめて聖寶の
身を捨て人をきらびくるのまそろそれいで
かゝる貴人のありけんとてめでたかされて僧正まで
なしあげさせ給ひたりけるとぞ

宇治拾遺

▲此坊に聖寶僧正のもち給ひたる如意ありけて
に三鈷杵を背にして師子をえりたるなく甄密城
あつかりし僧正遷化の後此院に伝へたりけれど
真福寺の維摩会にして賢聖義及二空比量義
の法門を聖寶僧正はじめて三論宗にて立給ひし
より後ハ真福寺の維摩会に講師つとむるもの如
意を用ひることになりぬさて東大寺真福寺の不和
なる時ハかの如意をとりて事をはからひせしが如意あらねバ真
福寺の会を行ふ事なかりしかバある時みかどに奏
聞を経ければ勅を東大寺にくだし給ひしより如意
をかへしぬるよしなり 秋書 多く恒例のよりて萬代不易東大
寺の寶藏にあり
▲浸宣の池ハ三社の浸宣水上にうつべしより此名あり

やぞ此説まち〳〵にして明ならず其愚蒙訓に
神護景雲三年丙午七月十一日東大寺の前の
池水に三社託宣ありしより始めて来の
世に伝へ侍りけるとありされど丙午ハ天平神護二
年なり是を勘へらるべし此池ハ此院の泉水にてあ
りとかやさらバ霊宝侍ふの金峯山より出現
ましまして給ふ巌石ハ庭にまだへられけり新書にて
侍きバ今の世までもありぬべけれどもいづれとも志
らず

西の方に西南院の古跡あり藤原貞子の
建立とかや

真言院

真言院ハ善無畏三蔵と云あり天竺の人にして甘

露飯王の末孫なり元正天皇養老年に此国に渡り
侍へり 釈書 年代こしかなれバ東大寺の遺跡をも
ありし以前にも此国をもむすびて八十日住給ひき
其所ハ東大寺の西南今の真言院なり其後高市の
郡米田寺に東院に移りてなりし給ひけり
かの三蔵のむかしを思ひ給ひて東大寺のいにしへ
を忍び給ひて弘法大師此所に真言院を立給ひし
又南院とも号す 仏法伝通記 承和三年五月去ぬる
冬大雪ふりこれ水害疫気の難あるべしとて
奏聞して此院に灌頂の壇をたて給ひて二十一
僧を率して夏中ならびに三長の斎月に息災
増益の法を修し鎮護国家をいのり給ひけり
恒例とぞしけるとぞ 続日本後紀 寛永十年に奏上して

まげつに一宇あり
此辺の新禅院ハ開基明珍僧都中興ハ中道
上人なり

戒壇院

戒壇院ハ聖武天皇の勅使として従四位上真
吉備鑑真和尚のもとにゆきくわしみつかせ東大寺
を建立より十年を経へてまされども本朝に
いまだ戒壇なし和尚これをなげきたまひしなり
和尚みなとのりをうけありて 釈書 まづ大仏殿の南
の前に 釈書日西 戒壇をさだめく 仏法伝通記 和尚来朝の時
天竺那蘭陀寺の戒壇の土をもて来り給ふあ
且その土あくの地味におなじ地なれどもとてこそ
まぞつたへ給ひ文中納言言房勅使よりら給ハ

て天平勝宝七年九月に成就せり 蔵裏記 又六年四月
此に説もあり天皇皇后太子菩薩の戒をうけさ
せ給ふ其外受戒四百四十人 仏法伝通記 釈書蔵裏記
又人数の不同あり又もとの戒をあらためてゆふ
受戒の僧八十余人なり其後大仏殿の西にうつ
されしよりハここに受戒あり壇なれバとて其土を
うつしてそれぞれまじへぬる也ぞ今の戒壇院是也 仏法伝通記
其後伏見院永仁年中に法皇日吉の社に御幸
おハしまして此受戒あり東大寺此事をうらみなり
て鎮守八幡の神輿三基をかざりそまりて
富小路内裏の陣外にまいらしかバまづ東寺
に神輿を入まいらせ給ひしとぞなり 帝王編年

▲受戒堂再興ハ大和大納言豊臣秀長の後室

慈雲院殿の遊幸あり

惣持院之地蔵

俗よみだりひの地蔵とて東大寺九縁起よ遊寺の
長官左少弁行隆大仏殿再興の事とりて病死
せりけるを紀もまたありしが父よをくれりと嘆
くかなしみてせんかたなく父のかへる事をねがひ
祈穀せうせし地蔵菩薩の御手よみつからもむ
すびつけ大聖ハ六道の能化にまし海にいれバ
父のもとよかへりて此事かたりてさぶべしといい
ありしかバ七日よあたりてあをく像の右手よあつて
しかみありかくりて見れバ父の手にしるしみて此事
ありつる類よ
生者必滅ハ人間の常のことわり会る者定離ハ有

為の定まれるならひなりしかバ結縁へぐくねる事
ハかなはざる事なれども我東大寺を奉行して造
立修仏の功をもつて興法利生の徳をほどこし
ませし故よ都率の内院よ生まれて弥勒菩薩
の説法を聴聞し心安楽よして勝妙自在
なる事等三禅の快楽よもまされり更よ頭
なりしふ事あるべからじ常よ東大寺よ来り消し
給ひく大仏を擁護し給ふゆへなりぞ一仏浄土の
生をも受べしなよ事もその時くるしくかべしと書
くりとぞその外山院よ今よありとかや

勅符倉

勅符の倉正倉院ハ智足院よあり和漢朝の
珍宝あまたの中よ名香二種あり蘭奢待と

乃名ハ萬歟香重目三萬三百名後同又大紅塵
重目四萬六百目ありとかや
▲寛喜二年十月廿七日乃夜盗人火を法花堂戸を
ひらきて寶物をうばふ同十二月四日興福寺乃
徒これをとらめへり其后ぞ八面うちけりとぞ 帝王編年
▲建長六年六月十七日雷火にやをあがりしと戸ノを
ひらきて志りめしより宝物の事もあらざりし也
なり 帝王編年
▲開封の勅使むかしより数ヶ度ありて親式旧例
のごとく寛文六年三月四日破損内見の附開封乃
勅使日野右中弁上使川口氏乃あふがし奉行は
南都の町司代土屋氏同七日勅封ありて附も
右の勅使ぞ御手しも相かじ

此邊に玄武山とも云ひ廿五所山ともいふあり
法華年中大佛殿奥乃時精進潔斎の
巧匠廿五人あり成就乃後此山に飛入廿
五菩薩と化して雲に入しよりその名あり
社ありてまつるとぞ今に上生院といふ塔乃
内にあり此外空海寺ハ弘法大師乃
建立洞乃内に石佛乃地蔵をまん絵し
しより俗に穴乃地蔵といふ

宜寸川

東大寺南大門乃南のおもてにあり流つたふ
川あり俗によしき橋といふこれなり

万葉 紀の子に恋侍香乃宜寸川よしもあらぬいにしへの

同 世乃中ハ夜うきものぞ川ゆくもおもひしくねぬる

吉城川宜寸河ともいひけり川上よ　万葉
り此あたりの東に禰宜の住所あり野田　藤塩辛
ともいふ

野田

万葉
吉城川水をたえすて上に生る子か野田の里のさかへをとはや
文木
水底川あきなけて青柳の野田の河辺をふかよるかな　為家
此あたりの四恩院に十三重の塔又内院に春日
明神の御笠杖などありとや浮雲の明神あり

浮雲社

春雨抄
かの所よりきたのかたにあたりて春日の三笠の山の浮雲峯
此峯ハ或説に春日第一の殿をうつしまつり此所の
勧請をしたてまつりて一説浮雲の宮の前よりしてありといへり

飛火野

東大寺の南に荒神の社あり
その所を飛火野といへり
飛火野は春日明神はじめて此所に現れ給ふ時八代尊
をめして鹿に乗りて来らせ給ふ時に此所の里より火をともし給ひよ
道をてらし給ふるによりて此所の口より火をともし給ひ
又その火をともしたまひしによりてそこをゆき
給ふその火をたよりに来らせ給ひしかば飛火の野と名付けたまふ
或ハ天皇の御字に佐丸宿禰といふ人を野守となさ
しめさせ給ひしに此火をとぼしけるをはじめとし
此火のとぶひを烽火といへりと説あり　玉伝神秘抄
非常の時さきおそひあるときは山のいただきにのぼりて
火をともしてしらしめけれはそれをとぼしてつぎつぎに火をともし

是をしるしめく軍ありけりて目印にあぐるなり
袖中抄 かくあれバ遠き所も一日のうちにしらするなり
なりその野をまもれるの野守といふなり 奥義抄
又あぐる火をとぶ火といふ川おもく薪を火乃飛行心よみた
とへく飛火といふなり 顕注密勘 称春日野乃烽火
ハ和銅五年正月河内高安乃烽火をやめて
此野よをかれて平城宮に通ぜしめしなり 続日本紀家よ
烽火ハ山乃峯にたきよあらへなるよ野ハすゑかたさ
ふやうよしそ御まき 童蒙抄 此義にかはともなかはるよ
御まきとも今なるよこの野ハ春日山乃上かりてあ
るもやをひろくぞ御子平城乃宮よりみえて
ふごかなる所なり
古今 春日野乃飛火の野守いでゝ見よ今いくかありて若菜つみてん 読人不知

此歌よ付て飛火乃野守又飛火乃野辺ともいふ説
あり 袖中抄 奥義抄なぞよくはしく見えたり
久安百首 若菜摘袖とぞ見ゆる春日野の飛火の野辺の雪のむら消 教長
壬二 むらさきの草ふ飛火や営春日野の野守よいかに又宿乃空 家隆
草根 あくるまよちかの春日野の飛火も法の光なるらや
此外ありよき歌あれども所によいはくあり
野守乃池也

野守池

野守乃池ハ雄略天皇と申御門かりせられしのみ給ひけ
る野守によふく鷹ハ風にはなれて見えしかバ
野守をめしてとはれけるに鷹乃ありかをいふ
おそれあるにまほりのとをさずしてよ
ハかの野守とぞ申されハ此池の水

よ奮るのけうけりて侍れハやうし養しきく波
けりけるよりて野に於る火を野守のうごとは
いふ傳なり無名抄に天智天皇の御時とかきり
顕昭ハ雄略天皇とい説につきて侍りこの天皇
将をこのみ給ふ事國史に見えてこれハその説とおち
ぬ侍るとし

此野守よつきく時ごとに其ひさごあらて侍　奥義抄
れ春日野の野守ハ人王四十五代聖武天皇
の御時にはじめ説世俗傳神秘抄にあり
又四十三代元明天皇和銅五年に烽火を家
にとゞまりしと續日本紀にあり此時はじめて
野守もおかれしにも家に野守のつかみ
といふも時代を其守に無名抄の義によりて

も天智天皇の御時なれハ人王四十九代なり顕昭
の説にして八雄略天皇八人王廿二代にしあ説
とりにたるかのいさぎ信ありあまに於ふ野守ハ
烽火を為りの野守にハあるぎて此野を為

新後撰
春日野の野守も見るらんやよそに三笠の山の光の月
も我のみやしらん

和州舊跡幽考巻二終